河川等産業廃棄物処分業務(その2)仕様書

河川等産業廃棄物処分業務(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

_		
1	目 的	本業務は河川等の清掃業務に伴い発生する産業廃棄物の処分を行うものである。
2	履行期間	平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
3	履行場所	横須賀市長による産業廃棄物処分業許可を受けた場所
4	業務内容	混合廃棄物(廃プラ・金属くず・建設くずの混合)、廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くず、廃タイヤ、バイク、自転車の処分
5	特記事項	別紙『産業廃棄物処理業務共通仕様書』のとおり
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 本委託を請負う業者は、横須賀市長による産業廃棄物処分業許可(予定内訳書に該当する種類:廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託) 混合廃棄物(/t) 廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くず(/kg) 廃タイヤ(/本) バイク、自転車(/台)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって業務実績に基づき受託者の請求により清算する。 ただし、消費税として清算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	(1)産業廃棄物は、本市が発注する、河川等清掃委託請負業者により処理場に持込むものとする。 (2)この仕様書事項に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	土木部河川課 岸 愛美 046-822-8608

<指示又は希望事項>		
グリーン 物品購入 及び 環境配慮	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。	